

ワンタイムパスワード利用規定

ワンタイムパスワードの利用に際しては、相愛信組インターネットバンキングサービス利用規定（以下「インターネットバンキング利用規定」といいます。）に加え、本規定を適用します。なお、本規定において使用する用語は特段の定めのない限り、インターネットバンキング利用規定と同じ意味を持つものとします。

第1条 ワンタイムパスワードの機能

ワンタイムパスワードとは、スマートフォン等（以下「携帯端末」といいます。）にインストールされたパスワード生成ソフト（以下「トークン」といいます。）により生成・表示される、1分毎に変化する使い捨てパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）のことです。パスワードの盗難・詐取等による犯罪被害を防止できる有効な機能となります。

相愛信組インターネットバンキングサービス（以下「インターネットバンキング」といいます。）の利用に際し、ログインID及びログインパスワードに加えて用いることにより、インターネットバンキング契約者（以下「契約者」といいます。）の本人であることを確認します。

ワンタイムパスワードの利用者は、インターネットバンキングのご契約者が対象になります。

第2条 ご利用方法

1. トークンの発行

契約者は、ワンタイムパスワード機能の利用を希望する場合は、インターネットバンキングにログインし、トークン発行の依頼を行って下さい。当組合はトークン発行の依頼を受けた場合、契約者がトークン発行依頼時に指定した携帯端末のメールアドレスへ電子メールを発信します。当該電子メールには、トークンの動作に必要な基本アプリケーションソフト（以下「アプリ」といいます。）を取得するためのURL、サービスID、ユーザIDが記載されていますので、契約者は当該URLより携帯端末にアプリをインストールし、当該アプリにサービスID、ユーザIDおよび契約者がトークン発行依頼時に指定した「利用開始パスワード」を正確に入力して、トークンを取得します。

2. ワンタイムパスワードの利用開始

契約者は、インターネットバンキングにログインし、ワンタイムパスワード機能の利用開始手続きを行って下さい。ワンタイムパスワード機能の利用開始手続きでは、契約者はトークンに表示されているワンタイムパスワードを当組合所定の方法により正確に入力するものとします。当組合が受信し、確認したワンタイムパスワードが、当組合が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合は、当組合は契約者からのワンタイムパス

ワード機能の利用開始の依頼とみなし、ワンタイムパスワード機能の提供を開始します。

3. ワンタイムパスワードによる本人認証

ワンタイムパスワード機能の利用開始後は、インターネットバンキングの利用に際し、ログインID及びログインパスワードに加え、ワンタイムパスワードによる本人認証を行いますので、ワンタイムパスワードを当組合所定の方法により入力して下さい。当組合が受信し、確認したワンタイムパスワードが、当組合が保有するワンタイムパスワードと一致した場合は、当組合は契約者からの取引の依頼とみなします。

4. ワンタイムパスワードの利用解除

トークンをインストールした携帯端末の機種変更やワンタイムパスワード機能の利用中止を希望する場合は、インターネットバンキングにログインし、ワンタイムパスワード機能の利用解除手続きを行って下さい。この手続きが完了した後は、インターネットバンキングの利用に際し、ワンタイムパスワードの入力が不要となります。

5. 携帯端末の機種変更または初期化を行う場合の手続き

トークンをインストールした携帯端末の機種変更または初期化（以下「機種変更等」といいます。）を行う場合は、あらかじめ機種変更等を行う前に、インターネットバンキングにログインし、ワンタイムパスワード機能の利用解除手続きを行って下さい。

なお、ワンタイムパスワード機能の利用解除手続きを行う前に、携帯端末の機種変更等または携帯端末の故障等によって携帯端末が使用できなくなった場合は、ワンタイムパスワード機能の利用及び、インターネットバンキングの利用ができなくなります。このような場合は、「相愛信組インターネットバンキングサービス ワンタイムパスワード利用解除依頼書」の提出が必要となりますので、ご本人を確認できる公的書類と通帳、代表口座のお届け出印鑑を持参の上、お取扱窓口へお越しください。

6. ワンタイムパスワードの再利用手続き

ワンタイムパスワード機能の利用解除手続きを完了後に、再度ワンタイムパスワード機能の利用を希望する場合は、前記 1. および 2. の手続きを行ってください。ただし、前記 1. および 2. の手続きが行えるのは、ワンタイムパスワード機能の利用解除日の翌日以降となります。

第3条 トークンの有効期限

トークンの有効期限は、トークンに表示されます。有効期限が近づいた場合は、その旨をトークンに通知しますので、有効期限の延長を行って下さい。

第4条 ワンタイムパスワードおよびトークンの管理

ワンタイムパスワードおよびトークンをインストールした携帯端末は、契約者ご自身で厳重に管理し、他人に知られたり、紛失、盗難等に遭わないよ

うに十分注意してください。トークンをインストールした携帯端末を紛失した場合、トークンの偽造、変造等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合は、直ちに電話等により当組合に連絡するとともに、契約者から当組合に対し当組合所定の方法により届出を行って下さい。当組合はこの連絡を受け付けた時には、直ちにインターネットバンキングの利用を停止します。なお、当組合への届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第5条 利用停止

当組合が保有するワンタイムパスワードと異なる内容で当組合所定の回数以上連続してワンタイムパスワードが入力された場合は、当組合はインターネットバンキングの利用を停止します。再度、インターネットバンキングの利用を希望する場合は、当組合所定の方法により届け出を行って下さい。

第6条 免責事項

1. 前記第2条3. の本人認証手続きを経たのち取引を行ったうちは、当組合は依頼者を契約者とみなし、不正使用その他事故があっても、このために生じた損害については、当組合に責がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
2. ワンタイムパスワード機能において、トークンの不具合等により取扱が遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当組合に責がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

第7条 規定の変更

当組合は本規定の内容を、当組合の定める方法でお客様に周知することにより、任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとします。なお、当組合の任意の変更によって損害が生じたとしても当組合は責任を負いません。

第8条 関係規定の適用・準用

この規定に定めのない事項については、インターネットバンキング利用規定と関係する当組合の他の規定等により取扱します。

以 上